

令和 8 年 9 月 15 日

危機管理防災課

鹿児島県国民保護計画変更の概要

1 鹿児島県国民保護計画の変更について

(1) 鹿児島県国民保護計画について

- ・ 国民保護法第 34 条において、都道府県知事は国が定める国民の保護に関する基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならないとされている。
- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確に実施するための計画であり、また、市町村及び指定地方公共機関が国民の保護に関する計画を作成する際の基準となるべき事項も定めている。

(2) 鹿児島県国民保護計画の変更について

- ・ 鹿児島県国民保護計画は、平成 18 年 3 月に作成後、これまでに国の基本指針の改正に合わせて、「平素から全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めることの明記（R3 改正）」や、「都道府県の区域を越える避難における避難先都道府県への事務の委託手続きの明記（H26 改正）」等の変更を実施。

2 主な変更内容

(1) 国民の保護に関する基本指針の一部変更(R8. 3)を踏まえた修正

- ・ 救援項目への「福祉サービスの提供」の追加
- ・ 医療提供体制の確保について追加
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関に対する国民保護措置についての訓練や研修会等への参加の呼びかけについて追加

(2) 令和 8 年度県組織機構変更の反映

- ・ 危機管理防災課、国際戦略課、上下水道室の設置